

令和3年度 公立大学法人宮崎県立看護大学 年度計画

※ 丸番号 (①、②など) は中期計画の同じ番号に対応

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

※ 以下の計画を実施する際には、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて実施内容、方法等を検討し、感染防止策を講じながら適切に実施する。(大項目第2から第5の各計画についても同じ。)

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

ア 学部

- ①-1 体系的な教育課程について効果的にガイダンスを行うとともに、教務委員会を中心に分野・領域間の連携を推進し、到達目標、教育内容を検討し、教育課程の充実を図る。特に新生に対する導入教育を強化する。
- ①-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力と科学的・論理的思考力及びその表現力を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行うとともに、教育改善に繋がる学生・教員による授業評価および4年生に対する卒業時評価を行う。
- ①-3 2022年度開始予定の新カリキュラムに向け、4月に文部科学省への教育課程の変更申請を行うとともに、新カリキュラムに向けた準備を行う。
- ②-1 教務委員会、学生委員会及び就職対策委員会等学内委員会の連携を強化し、学生が入学当初から将来に展望をもって主体的に学修できるように、学年進行に合わせた体系的なキャリア教育を行う。
- ②-2 臨地実習において、実習目的・目標・方法及び課題や成果について実習施設との共通認識を図り、大学教員と施設の看護職が協働し、指導体制を充実できるようにする。特に新たな実習施設において、実習環境を整える。
- ③ 各科目では、適切な評価規準(観点)・評価基準(尺度)を用いた成績評価を行い、評価方法を学生に周知するとともに、学生の学習意欲や思考力、判断力、主体性等が高まるよう授業改善を行う。また、遠隔授業を含む多様な授業の在り方を検討する。
- ④-1 「臨地実習」「健康支援演習」「ボランティア活動」等の履修や、地域貢献活動への参加など、体験を通じた学びが深まるように、医療機関や行政機関との協働・連携を進める。また、地域包括ケアや周産期医療などに関する地域の健康課題への取組を学修できる実習施設を増やしていく。
- ④-2 保健師課程では、地域の健康課題解決に取り組む実践的教育を推進する。また、2022年度からは大学院での保健師教育開始を予定しているため、これまでの学部における保健師教育の総括評価に着手する。

イ 大学院

- ①-1 教員による授業評価についてはその評価方法および内容を見直す。また、学生による授業評価については、その方法を見直す。
- ①-2 2022年度の保健師教育課程の大学院化に向け、カリキュラムを完成させ、教育課程の変更申請を行う。

ウ 別科

- ① 教員及び学生による授業評価の結果を全教員で引き続き共有し、教育内容・方法の改善に活用する。また、分娩介助実習評価表より、継続的な教育課程の評価・

見直しを行う。

- ② 前期実習は宮崎県内3カ所の基幹病院、後期実習は基幹病院と連携している1次診療所・病院・助産院・市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。

(2) 学生の確保

ア 学部

- ①-1 大学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内「キャンパスガイドブック」「看護大からこんにちは」などにより学外ホームページを通して周知する。令和2年度に行った学外ホームページリニューアルを機に、入試に関連するアドミッション・ポリシーなどの項目をわかりやすく探せるページ構成に改良する。

オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。

- ①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を高めるため、高校訪問及び模擬講義・進学説明会に積極的に取り組む。
- ②-1 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しの検討を行う。特に、地域推薦入学生の入学後の成績分析結果から、地域推薦入試制度の見直しを継続して行う。
- ②-2 文部科学省が進める一連の大学入学者選抜改革に合わせた本学の入学者選抜方法について、引き続き検討を行う。
- ②-3 地域推薦入試について、市町村との意見交換により明らかになった課題や学生の入学後の学力等の状況を踏まえ、関連する委員会と連携した学生支援を行い、本入試のあり方を引き続き検討する。

イ 大学院

- ①-1 大学案内、リーフレット及びホームページに新しい情報を掲載する。オープンキャンパスを実施し、入試情報などの広報を行う。
- ①-2 オープンキャンパスや公開講座、説明会等により、学部生及び医療機関への大学院の説明、広報を行う。
- ② 初めてとなる保健師教育課程の入試を実施し、その結果を踏まえ、社会人学生をはじめ、学部から直接進学する学生にも配慮した入学者選抜方法について検討する。
- ③-1 社会人、遠方の院生が受講しやすいように遠隔講義システムを積極的に活用する。
- ③-2 院生へのアンケート調査を行い、その結果をもとに、学修環境の整備などを行うとともに、学生の研究に必要な費用の負担に関して検討を行う。

ウ 別科

- ① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に周知する。また、オープンキャンパスの実施により、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
- ② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠の検討を行った上で、特別入試を行う。
- ③ 学部の優秀な学生を確保するため、学内の推薦基準の見直しと推薦枠の検討を行い、特別入試を行う。

(3) 教育の実施体制

- ① カリキュラム改編に伴う実施・運営を効果的に進めるため、教育組織を見直し、教員の適正配置を行う。
- ②-1 教育・研究活動の質の向上を図るため、将来構想・自己点検評価委員会の

専門部会であるFD・SD専門部会[※]等において研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。

- ※ FD・SD専門部会・・・教職員の資質向上を図るため、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための）活動やSD（事務職員や技術職員などの職員が管理運営や教育・研究支援の資質向上のための）活動を支援することを所掌する。
- ②-2 授業評価システムについて、授業内容・方法の適切な改善につながるシステム構築に向けて引き続き検討する。
- ③-1 国内・海外での新型コロナウイルス感染症の収束状況等に応じ、短期海外派遣奨学金プログラム、短期海外研修プログラム、留学生受け入れプログラムの履行可能を検討する。催行できる状況になった場合、派遣学生に対し、安全面・健康面の指導・支援を十分に行い実施する。
- ③-2 ③-1と同じ
- ③-3 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で短期留学生の受け入れが難しいため、オンラインでの学生交流を企画する。
- ④-1 学生図書委員の協力を得て、図書館に対する利用者ニーズの把握に努め、ニーズに即した学修環境の提供を図る。
- ④-2 新たな図書館システムを導入し、その円滑な運用を図るとともに、文献検索データベースの利用研修等を充実するなど、学修及び研究環境の向上を図る
- ④-3 ICT推進に関するビジョンを明確にし、関連委員会との協働体制を強化し、学修環境の充実や教育改善を図り、ICTを利活用した教育を推進する。
- ⑤ 教員評価項目の改善の必要性について引き続き検証を行う。また、教員の意欲高揚や能力開発につながるよう評価結果のフィードバックの方法や公表のあり方について検討を行う。
- ⑥-1 前期課程・後期課程において、領域を超えた研究計画の発表会を行い、様々な視点から助言が受けられる場を提供する。
- ⑥-2 指導力向上につながる研修会（研究集談会）や学外の研修・学会に参加する。
- ⑥-3 修論発表会の公開を継続し、学内外からの意見を研究指導にフィードバックする。
- ⑥-4 修士論文や博士論文の提出要領などを整備し、学生に周知する。

(4) 学生支援

ア 学部

- ①-1 学生アンケートを実施し、学生に必要な支援内容を検討し、実施につなげる。
- ①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制、支援のあり方の評価を行い、必要に応じて修正する。
- ①-3 学生アンケート、保健室利用状況、外部カウンセラーからの情報を関係教職員間で共有し、学生の支援につなげる。
- ①-4 新型コロナウイルス感染症の影響下における学生生活の実態を適切に把握し、奨学金等学生支援を行うなど学びの継続を支援する。
- ①-5 新入生に対し、大学生活への移行が円滑に行われるよう支援する。
- ①-6 学年を超えた学生同士のサポートシステム（ピアサポート）により学生間の交流を行う。
- ②-1 新入生オリエンテーションを実施し、新入生と在学生との主体的な参加・交流が促進されるよう在学生が行う企画・運営を支援する。

- ②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル、ボランティア等)に関して、必要な指導・支援を継続する。
- ②-3 成績優秀者のみならず課外活動・社会活動の評価を積極的に行い、学生表彰規程に基づき学生表彰を充実する。
- ③-1 2020年度の国家試験の結果を踏まえて、引き続き看護師国家試験対策連携体制に基づき、国家試験対策を効果的に推進し、合格率100%を目指す。
- ③-2 過去の不合格者の学内成績評価との関連性を分析し、解決の方向性を見出す。また、3年生を対象とした国家試験対策の開始時期を早める。
- ④-1 入試区分と県内就職率の推移について、引き続きデータを蓄積し、分析結果から得た傾向をもとに就職支援について検討する。
- ④-2 今年度は、小論文添削講座を時期を早めて実施するとともに、その満足度について調査を行い評価する。また、模擬面接の効率化を図り、その効果について評価を行う。さらに、昨年度に引き続き、低学年向け就職ガイダンスを実施し、4年間で一貫した就職に関するガイダンスができるように検討する。
- ⑤-1 県内就職を促進するため、下記の取組を実施する。
 - ・ 県内医療機関合同就職説明会にあわせ、県内医療機関等との情報交換会を実施し、その結果を基に次年度の開催時期と内容を検討する。
 - ・ 卒業生の実践を知る会については、時期と内容を検討のうえ実施する。
 - ・ 知事とのランチミーティングについては、そのあり方を県医療薬務課と協議し、開催要領を見直す。また、前年度代替企画として行った4年生の就職活動報告会の評価を行い、継続開催について検討する。
 - ・ 県内医療機関が実施する奨学金制度の情報を集約したうえで、学年顧問を通じて、全学生に周知する。
 - ・ 引き続き、看護専門分野部会と連携して学生ニーズに合わせた実習フィールドを開拓し、県内医療施設への就職に対する動機づけを高めていく。
- ⑤-2 県内医療機関へUターン就職をした卒業生へ実施したアンケート結果を学部生に提供する。また、学外ホームページに相談申込フォームを作成し、寄せられた相談に対してオンラインで就職相談員が対応するなど、県外からの相談にも対応できる仕組みについて検討し整備する。

イ 大学院

- ①-1 大学院生のアンケートから得られた意見をもとに、学修における課題を把握し、改善につなげる。
- ①-2 大学院生の研究費支援を行う。
- ② 学内開催の研修会などを院生、修了生に周知し、資質の向上を図る機会を提供する。

ウ 別科

- ① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制をとり、個別相談・支援を行う。別科学生への学修・実習上の課題等を把握し、向上・改善につなげる。
- ② 中高生へのピアカウンセリング活動を学生が主体的に実施できるようサポートを行う。
- ③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、その結果をもとに個別指導を行う。また、国家試験対策セミナーを開催し、助産師国家試験の合格率100%を目指す。
- ④ 助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)を助産師のキャリア開発に活用し、能力向上への動機づけとなるよう教育内容の充実を図る。
- ⑤-1 社会人推薦入試枠で入学した学生について、在学中に適宜推薦病院に状況

を報告し、全員の再就職を支援する。

⑤-2 学生に対し県内産科医療機関に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。

⑥ 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実習の機会が十分に確保できなかったため、新卒の県内就職者を対象に、助産師のクリニカルラダー(新人)の指標を活用したフォローアップ研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

① 施設及び行政機関の職員との意見交換等により地域の健康課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。また、外部機関と連携して共同研究等に取り組むための仕組みを検討する。

② 看護研究・研修センター主催の地域の課題に関する研修会について、開催方法などを検討し、それぞれの専門分野で研究に取り組む。

③-1 研究集談会を年4回以上開催する。

③-2 各領域で国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、研究の活性化を図る。

④-1 全教員が科学研究費助成事業等に申請し、外部資金の獲得を目指す。

④-2 研究に関する研修会への参加状況を調査し、現在、行われている研修の情報を教員に周知するとともに、参加の希望があった場合には、その必要性を検討のうえ、派遣する。

⑤ 国際学会については、オンラインなどで参加可能な研修会の情報を収集し、教員に周知する。

⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図る。また、オンラインジャーナルを導入し、締め切りを廃止することで常時投稿を可能とする。また、各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。

⑥-2 教員にリポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。

(2) 研究の実施体制

①-1 「重点研究・教育」助成事業及び若手奨励研究事業制度について、教員全体から申請への障壁についての意見を集め、引き続き、制度の改善に向けた検討を行う。

※ 「重点研究・教育」助成事業・・・本学において重点的かつ戦略的に取り組む研究及び教育を募集し、優れた研究又は教育に対して助成する事業。

※ 若手奨励研究助成事業・・・若手教員の研究活性化及び学内の優れた教育・研究活動の推進等を図るため、若手教員を対象に研究を募集し、優れた研究に対して助成する事業

①-2 市町村や県の健康課題・地域課題を解決するための新規の研究的取組を促し、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。

② 若手教員の研究的取組に関する意見を定期的に聴取する機会を設定し、そこに中堅以上の教員も参加することで、若手教員との共同研究の活性化を図る。

③-1 教員及び大学院生が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。

③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。

④-1 ④-2 の科研費申請補助事業制度と連携し、科研費採択率向上に向けた取組

として、申請した教員や採択された教員へのインセンティブ制度に関して検討を行う。要検討

④-2 科研費申請補助事業制度*について、A 評価を受けた研究への支援に関するアンケート調査をもとに、支援のあり方について検討する。

※ 科研費申請補助制度・・・科学研究費助成事業等においてA判定を得ながら採択されなかった研究に対して、申請に基づき助成する制度。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

- ① 地域貢献事業を通じた研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。
- ②-1 本学が主催・共催する公開講座を開催する。また、市町村と連携した出前公開講座の周知を図るとともに、講座の開催について支援する。
- ②-2 県民を対象とした「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり評価事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」「認知症ヘルスケアプログラム開発事業」「高等教育機関における性と生殖に関する支援事業」「地域高齢者のフレイル改善と予防に関するモデルプランの提言」「更年期女性への健康支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮した上で実施する。
- ②-3 県民を対象とした研修会の講師として、教員の専門性に応じて派遣する。
- ③ 市町村の審議会や委員会の委員として、教員の専門性に応じて派遣する。
- ④-1 認定看護管理者教育課程については、受講ニーズを把握した上で、資格を持つ教員が確保できれば、再開講について検討する。
- ④-2 感染管理認定看護師教育課程を再開し、円滑な運営を図る。また、特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育制度 B 課程の立ち上げを検討するため、宮崎県主催の特定行為研修制度の立ち上げ検討会に参加するなどして情報収集を行う。
- ④-3 訪問看護師養成研修・新卒訪問看護師教育プログラム作成等の実績をもとに、宮崎県看護協会が実施する教育研修等への指導助言を行う。さらに、県内の看護教員の訪問看護に対する認識を高めていく実践研修の開催を検討する。
- ④-4 看護職者を対象とした研修として、「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業(Ⅱ)」「地域医療における看護の質向上を目指した実践及び研究の協働事業」「精神科病院中堅看護師の新人看護師教育力育成事業」「精神科訪問看護力向上のためのネットワーク構築事業」を実施する。

(2) 県の政策との連携

- ① 県政課題を踏まえた官学連携事業「措置入院者の退院後支援力育成事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。
- ②-1 県の審議会・委員会等への委員として、教員の専門性に応じて派遣する。
- ②-2 県政課題の把握のため、県福祉保健部・県病院局との意見交換の場を設定し、官学連携事業の可能性を検討する。
- ③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上及び人材育成に向けた支援を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。
- ①-2 各委員会からの要望に応じ、教学、研究及び地域貢献並びに大学運営等にかか

る意思決定及び企画立案に資する資料を作成する

- ② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。
- ③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。
- ④ 内部監査を適切に実施し、内部牽制機能の更なる向上を図る。

2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置

- ① 教員組織編成方針に基づき公募を行い、優秀な人材の獲得を行う。
- ② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。
- ③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。
- ④ 教員評価項目の改善の必要性について引き続き検証を行う。また、教員の意欲高揚や能力開発につながるよう評価結果のフィードバックの方法や公表のあり方について検討を行う。(再掲)
- ⑤ 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 簡素化可能な事務処理について継続的に点検し、必要な見直しを図り、事務処理に要する時間とコストを削減する。
- ② 業務ニーズに対応するように、必要に応じて事務組織を見直す。
- ③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置

- ① なし(授業料規程は整備済)
- ② 学生納付金に関し、学生及び保護者への引落日の周知を行うとともに、引落不能時の連絡を適切に行うなど滞納防止に取り組む。
- ③ 教員研修会にあわせて科学研究費助成事業の申請方法について説明を行い、事務的サポートを行う。
- ④ 科学研究費助成事業やその他の外部資金に関して適宜情報提供を行うとともに、申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。

2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- ① 定期的に学生・教職員に電気使用料の状況等を一斉メールにより周知し、省エネを呼びかける。
- ② 電気需給契約について、契約業者を入札により決定することにより契約単価の見直しを行う。

3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

- ①-1 施設・設備等の状態を常に把握し、適切に維持管理するため、定期的に保守点検等を実施する。
- ①-2 学内システムの更新を各種業務等に支障がないよう計画的に実施する。
- ①-3 長寿命化計画に基づく施設整備を計画的に実施する。
- ② 講義室等の教室については、大学運営に支障のない範囲で、公共利用等に貸し出す。
- ③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

- ① 年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施するとともに、法人化後4年の実績を確認し、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書を作成し、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受ける。
また、次年度に受審する認証評価へ向け、ポートフォリオを作成する。
- ② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。
また、内部質保証については、より組織的な点検・評価が実施できるよう、将来構想・自己点検評価委員会の（内部質保証の）体制を見直す。
- ③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、年度当初より積極的に情報発信を行う。
また、研究シーズ集の年次更新を適切に行い、公開後は閲覧数を把握する。
- ②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを遵守し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。
- ②-2 学外ホームページリニューアルを機に、誰もがホームページ等で提供され情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」を構築する。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 避難訓練、犯罪被害予防講習会及び交通安全教室を実施し、危機管理に関する啓発を行う。
- ①-2 整備した危機管理マニュアルをもとに、事業継続計画（BCP）を整備する。
- ② 働き方改革に対応するため、年次休暇の計画的な取得を働きかけるなど、労働環境の改善に取り組む。
- ③ 職員及び学生を対象として情報セキュリティポリシーの周知を図り、情報セキュリティに関する研修を実施する。

2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。
- ② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学内掲示板等により学生に周知する。ハラスメント相談員については、若手の教員を加えるとともに、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、職員及び学生が相談しやすい体制とする。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。

第6 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善及び地域貢献の取組強化に充てる。

第11 公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成29年宮崎県規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設整備の内容	予定額	財源
屋上防水改修工事ほか	174,988	大学施設整備事業補助金
教育研究棟空調換気設備改修工事	568,426	空調換気整備費補助金
計	743,414	

2 積立金の使途

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし